

## 最低賃金ワン・ストップ<sup>®</sup>無料相談

### ●相談は、「最低賃金」に関する相談に限定されません。

労務管理や経営に関する様々な課題についてご相談いただけます。

#### ●労務管理に関する相談(例)

- ・ 賃金・退職金・労働時間を見直したい
- ・ 古くなった就業規則を改定したい
- ・ 高齢者、障害者雇用について相談したい
- ・ 労働安全衛生対策について相談したい
- ・ 賃金引上げに活用できる国の支援（助成金等）を知りたい

#### ●経営に関する相談(例)

- ・ 経営方針を見直したい
- ・ 販路開拓について相談したい
- ・ 事業の資金繰りについて相談したい
- ・ マーケティングについて相談したい
- ・ 財務体質の強化、コスト削減を図りたい
- ・ ITを活用して経営力強化を図りたい

※ 相談内容・会社の情報などが他に漏れることは一切ありません。

※ 賃金引上げに活用できる国の助成金制度…「**業務改善助成金**」の申請のご相談も承ります。

### ●誰が相談に対応されますか？ 電話ではなく面談による相談は可能ですか？

- ・ 茨城県社会保険労務士会所属の、「社会保険労務士」が対応いたします。
- ・ 面談による相談にも対応します。事前にセンターあてお電話ください。
- ・ また、**9月20日から、茨城労働局（水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎）において、週1回（毎週火曜日 9:00～12:00、13:00～17:00）、出張相談コーナーを開設いたします。**  
お近くまでお越しの際はお気軽にお立ち寄りください。

### ●専門家派遣も無料ですか？ 専門家とはどのような方ですか？

- ・ 専門家派遣も無料で、相談費用・出張費用などは一切かかりません。ご要望がありましたら、センターあてお電話ください。また、ご相談の内容によっては、センター側から専門家派遣のご提案をさせていただきます。
- ・ 専門家とは、▶**労務管理面…「社会保険労務士」**、▶**経営面…「経営コンサルタント」**を指します。  
(※経営コンサルタントの派遣は、(公財)茨城県中小企業振興公社（茨城県よろず支援拠点事業）と連携して実施します。)

【ワン・ストップ無料相談窓口の名称・連絡先】

### 茨城県最低賃金総合相談支援センター

☎0800-800-4864（通話料無料）

開設時間… 9:00～17:00(月～木・土)、9:00～19:00(金)

※日・祝・年末年始は休業

※本事業の受託先である茨城県社会保険労務士会（029-350-4864）でも相談をお受けします。

〒310-0026 水戸市泉町 2-2-33 水戸泉町ビル オープンオフィス水戸 722号

メールアドレス soudan@ibaraki-sr.com（メールでのご相談も受け付けています）

ホームページ <http://www.ibaraki-sr.com/center/>